

三次市教育委員会議案第70号

三次市民ホール事業運営委員会副委員長の任命について

三次市民ホール事業運営委員会規則（平成26年三次市教育委員会規則第4号）第4条第2項の規定により，別紙の者を三次市民ホール事業運営委員会副委員長に任命することについて，議決を求める。

平成27年3月26日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基